

市内教育・保育施設における家庭保育依頼等の判断について

標記の件について、園において感染者が発生した場合に、家庭保育の依頼を行う必要性については、引き続き、園医の助言等を踏まえて設置者で判断します。

については、園児・職員に感染者が発生した場合は、以下の判断基準に基づき、保護者に家庭保育を依頼することとする。

1 家庭保育を依頼する範囲と条件

(1) 同一クラス（複数クラスが同じ保育室で保育している場合は同一クラスとみなす）において、複数の園児・職員の感染が判明した場合、当該クラスに家庭保育を依頼する。

ただし、家庭内での感染の可能性が高い場合は除く。

(2) 複数クラスにおいて、複数の園児・職員が感染し、かつ、園内で感染が広がっている可能性が高い場合、全クラスに家庭保育を依頼する。

(3) 保健所等による濃厚接触者の特定が行われる園においては、感染が判明した園児等1名に加えて、複数の濃厚接触者が存在する場合には、家庭保育を依頼することを検討する。

(4) その他設置者で必要と判断した場合

2 家庭保育の依頼期間

5日間を目安に、感染状況及び園運営への影響を踏まえて判断する。

3 その他

(1) 家庭保育を依頼した際に、家庭状況等により園での保育が必要な場合は希望保育を行うこととする。

(2) 家庭保育依頼に該当する園児については、体調不良の有無に関わらず、社会体育等への参加を控え、不特定多数の人が集まるような施設等（公設・民設問わず）への外出を自粛するよう促す。